



平成27年10月から 事業所から出るごみの 分別ルールが変わります!

産業廃棄物（缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、金属類等）など、従前からクリーンセンターへの搬入を禁止している品目に加え、

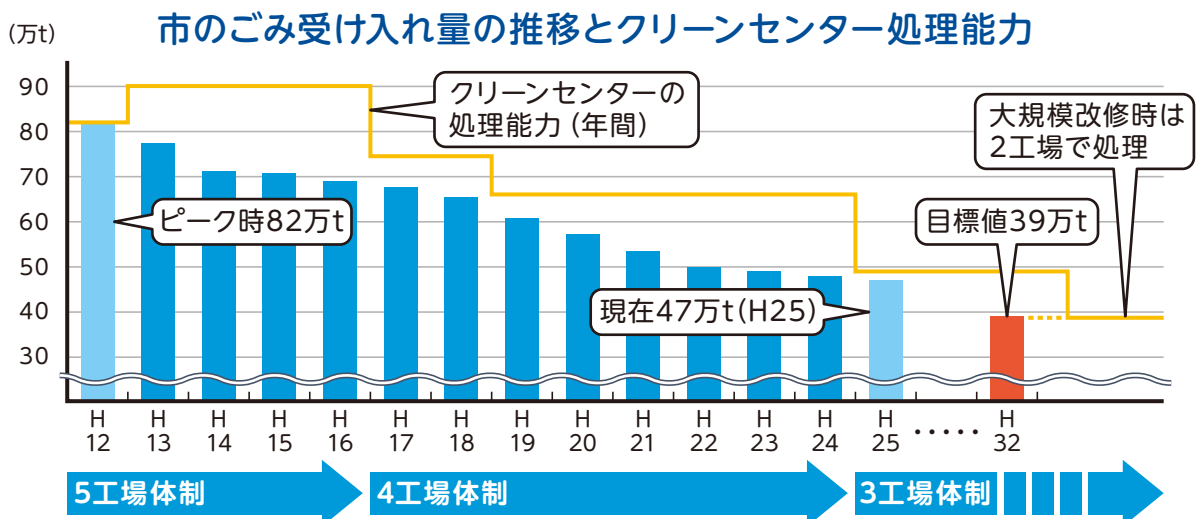
平成27年10月から、

新聞・雑誌・ダンボール

平成28年4月から、

**リサイクル可能な全ての紙類
の分別が義務化されます。**

分別ルールを強化する理由



京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時の82万トン（平成12年度）から47万トン（平成25年度）と4割以上削減でき、その結果、かつて5工場あったクリーンセンターを3工場まで縮小するなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコストを削減することができています。

このクリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後に大規模な改修が必要となりますが、一つの工場が大規模改修工事を行っている約2年間については、市全体のごみを2つの工場（処理能力：年間39万トン）で処理しなければならず、ごみの減量を一層加速させる必要があります。

◆紙ごみの分別の義務化

- 下記のスケジュールで、**リサイクル可能な全ての紙類について、排出事業者による分別が義務化**されます。
- 紙類の分別方法や出し方について、各事業所で現在ごみの収集等で取引をされている業者の方等と相談のうえ、適切にリサイクルされるよう対応をお願いします。

■平成27年10月から **新聞・雑誌・ダンボール**



新聞



雑誌



ダンボール

■平成28年4月から **リサイクル可能な全ての紙類**

新聞・雑誌・ダンボールに加え…



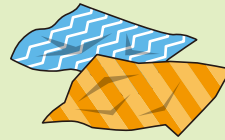
チラシ・カタログ



紙箱



封筒・はがき



紙製包装紙



紙袋



OA用紙



シュレッダー紙



機密書類

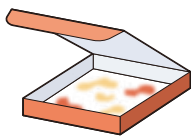


紙パック

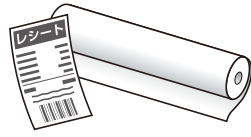
…など**雑がみ**も、
分別が義務化
されます。

リサイクルできない紙類(禁忌品)

これらのものは、リサイクルへの悪影響が大きいので、
リサイクル可能な紙類には入れないでください。



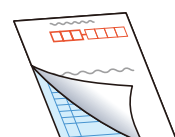
においや汚れのついた紙



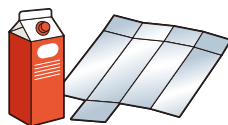
感熱紙(レシート, FAX)



カーボン紙, 感圧複写紙など



圧着はがき



ビニールやアルミで
コーティングされた紙



防水加工された紙



写真・写真プリント用紙



紙以外のものを
貼り合わせてあるもの



事業所から出たごみを家庭ごみの収集場所に出すことは廃棄物処理法に違反する行為です。
京都市から許可を受けた業者に依頼するか、ご自身で市のクリーンセンターへ持ち込んでください。

お問い合わせ先 京都環境事業協同組合 TEL: 075-691-5516

この印刷物は、不要になりましたら「**雑がみ**」としてリサイクルできます。

京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階
TEL: 075-213-4930 FAX: 075-213-0453 平成27年5月発行 京都市印刷物 第274164号

